

令和３年度 第３回

原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂に関する検討会

令和４年３月１５日

【消防庁（山外）】 定刻となりましたので、ただいまから第３回原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂に関する検討会を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、年度末近くで大変業務御多忙の中、本検討会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、事務局の消防庁特殊災害室の山外でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第１回、第２回と同様、公開のリモート会議形式となっております、傍聴の方も複数名いらっしゃる状況でございます。また、検討会中の御発言につきましては、議事録作成のため録音させていただくことになっておりますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

なお、円滑な会議進行のため、恐縮でございますが、出席者、オブザーバーの皆様におかれましては、原則マイクをオフ、映像もオフにいただきまして、発言の時のみ、音声、映像、両方オンにさせていただくという取扱いをお願いしたいと思います。また、御発言の際にも、明瞭に御発声いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員、オブザーバーの皆様の出欠について、事務局からお知らせいたします。本日は、原子力安全推進協会の宮本委員におかれまして、都合が合わず御欠席ということになっております。それ以外の委員の皆様、オブザーバーの皆様につきましては、全て御出席いただいている状況でございます。

本日の検討会の議事につきましては、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂案の審議」という内容でございます。資料につきましては、３種類用意させておりまして、お手元に郵送させておるところでございます。まずは、資料１「原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂に関する検討会」委員等名簿でございます。続きまして、資料２－１「原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂案（新旧対照表）」でございまして、新と旧を両方並列した資料でございます。そして、資料２－２「原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂案」は、改訂の内容を反映させたものでございまして、溶け込んで

ある状況の資料でございます。

御承知のように、本日の検討会が最後となりますので、課題の積み残しがないよう、できる限り検討会の中で御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては、鶴田座長にお願いしたいと思いますので、鶴田座長、よろしくお願いいたします。

【鶴田座長】 座長の鶴田から以降の進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に皆様に議事次第を見ていただきますと、まず、議事「原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂案の審議について」ということで、事務局から説明をお願いします。

なお、審議が複数必要な場合は、一つずつ審議いたしますので、よろしくお願いいたします。

【消防庁（安達）】 特殊災害室の安達でございます。資料２－１、２－２を御覧ください。資料２－１は新旧対照表となっております。本検討会では、資料右下の通し番号を使用しますので、御承知おきのほどお願いいたします。

資料２－２につきましては、改訂内容が盛り込まれた溶け込み版のマニュアルとなっております。こちらが改訂後の完成イメージとなります。

また、本検討会での御意見を踏まえまして、改訂後のマニュアルを作成することとなります。体裁等の修正など、細かな内容確認につきましては、大変恐れながら座長に御一任いただければと考えております。なお、検討会終了後に大きな修正が必要となった場合は、書面審議として皆様に再度御確認いただくことを予定しております。引き続き御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、原子力施設等における消防活動対策マニュアルの改訂案について、事務局から審議いただきたい箇所について４点ございますので、１点ごとに説明をさせていただきます。

まず、１点目でございます。資料２－１、通し番号２１ページ、資料２－２では１４ページでございます。第１章第５節第３、「原子力施設等における消防活動時のスタイル（例）」放射線防護消化服の記載について、削除妥当の意見が前回の検討会であったところがございますが、実際に当該資機材を保有する消防本部様からの御意見としまして、防火服より耐熱性能を有するモデルがあること。頭部が全て覆われていることにより、目張りの精度等に

左右されることなく、汚染のリスクが軽減されることなどの理由が挙げられまして、事務局としても当該資機材については、記載を残すことが妥当ではないかと考えました。

まず、1点目の説明は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

【鶴田座長】 ただいま御説明いただきました資料につきまして、御意見がございましたら、お願いいたします。前回いろいろ御意見があったところだと思いますが、見ていただくとお分かりのように、当該防護服はかなり重装備なもので、これはよく航空機の事故の場合とか、あるいは大規模石油タンクの場合に着用されるという装備です。これは使用方法、何を想定するかによるかと思います。地元の本部さんの方では、大きな熱輻射がある場合には、このような耐熱服が有効だろうとお考えのようでございますので、これは担当いただいている施設の特性に応じて、このようなものをお使いいただくこともあるだろうということになります。前回、これを削除という御意見もあったのですが、各本部の事情において、お使いになりたいという御希望があったということでしたので、残すのも1つの例としていいであろうということで、事務局から説明させていただきました。前回、いろいろと御意見がございましたが、よろしいでしょうか。

【富永委員】 富永です。これ、「放射線防護」と書いてあるので、その部分はちょっと誤解を招くかなと思うのですね。耐熱という意味で使用されるということであれば全然問題ないとは思いますが、放射線は防護できないので、ここの書きぶりは考えた方がいいかなと思います。

【鶴田座長】 分かりました。では、「放射線防護」ではなくて、「熱放射防護」ぐらいに書き換えておけば……。例えば、例の1は今、「放射線防護」と書いてありますけれども、「熱線防護」といった形で書き換えるということであれば、御異議ないということでしょうか。

【富永委員】 はい。それでいいと思います。

【鶴田座長】 分かりました。

【消防庁（三浦）】 事務局、三浦でございます。これはまだ放射線防護消火服というのが商品名にもなっておりますので、この辺どのように表現するかというのは事務局で検討したいと思うのです。趣旨としては富永先生がおっしゃったように、実際には放射線を防護するというよりは、この服自体は、例えば、放射性物質、汚染環境の中で活動するときに、熱もありますけれども、それによって汚染されたリスクがある消火水とかがはねてきても中に入ってくるにくいとか、そのようなことがどちらかといえば要求されている性能で、あと

は必要に応じては中に鉛ベストなどを着る場合もあるのだと思いますが、たしかにおっしゃるとおり、放射線というよりはどちらかと言うと汚染を防護するのに使いやすいという意味で使っていらっしゃるということだと思いますので、この辺、どのような表現がいいかというのは検討したいと思います。

【鶴田座長】 御指摘があった点を加味して、表記につきましてはあまり細かく書いても分かりにくいということがあるかもしれませんが、汚染防護とか、外部のそのような対応作業用には有効だと御判断されているのであれば、そのような名称で記載の継続をお願いいたします。

ほかにこの点につきまして、御質問等ございますか。

では、1点目につきましては、御意見を伺いましたので、引き続いて事務局から2点目の御説明をお願いいたします。

【消防庁（安達）】 事務局の安達でございます。2点目につきまして御説明させていただきます。資料2-1、通し番号44ページ、資料2-2の31ページでございます。第2章第4「進入統制ライン」について、でございます。第2回検討会で議論があったところでございますが、その際の事務局案としましては、これまでの設定基準に並列で、「あるいは通常の消防活動の線量限度以下で管理できる場所」と記載していたところですが、文言上で危険区域の考え方などに矛盾が生じるなどの御意見を踏まえまして、原子力災害時の対応策をただし書きとしまして、空間線量率が0.1 mSv/h以下、かつ、通常の消防活動の被爆線量限度以下で管理できる場所と記載内容を変更いたしました。こちらの記載の意図としては、現状のバックグラウンドレベルと同程度を設定基準とすることで現場指揮に不適当なほど遠方になってしまう可能性があることを防ぐものでございます。

説明は以上でございます。

【鶴田座長】 ただいま御説明のありました内容について御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

これは前回は議論になったのですが、基準をどのように設定するかということです。バックグラウンドと同程度で、というところで規制させていただいたのですが、ただし書きとして、少し目安の数値を記載していただいたということです。ただ、備考のところに書いていただきましたように、原子力災害というものをどう考えるかというのが、検討として出ておりますので、これがいろいろ御議論いただいたところだと思います。書きぶりとしては、事務局にいろいろ工夫を頂いたわけですが、かなり無理なことはできないだろうというこ

と、通常時は従前でもいいのですが、原子力災害を想定したときはどのようにしますかという事で、最終的には赤字で書いてある後半の方で、専門家の意見を踏まえて総合的に判断するという文章を追加していただいたということになっております。

【井崎委員】 原子力機構の井崎です。この空間線量率の 0.1 mSv/h の値ですが、これの説明をもう一度お願いしてよろしいでしょうか。

【鶴田座長】 では、事務局、お願いします。

【消防庁（安達）】 事務局の安達でございます。御質問に対してお答えいたします。

まず、 0.1 mSv 以下というものは、経緯は割愛させていただきますけれども、危険区域と、いわゆるウォームゾーン、準危険区域、例えば、除染を行う場所などの境界の目安が 0.1 mSv/h ということで、このマニュアルにも記載されておりますので、そちらを記載いたしました。意図としましては、危険区域との境界ですとか、それと矛盾が生じないようにというところで考えた次第でございます。

【井崎委員】 ありがとうございます。バックグラウンドという言葉が出てきたのですが、これは自然界のバックグラウンドとは別の値と考えてよろしいですか。

【消防庁（安達）】 はい、御理解のとおりです。自然界のバックグラウンドは、例えば、 $0.02\text{ }\mu\text{Sv}$ とかだと思うのですけれども、特に1F事故級とは言いませんが、1F事故のようにオフサイトあるいは敷地周辺に放射性物質が飛び散ってしまった場合においては、明らかにバックグラウンドレベルは上昇するであろうと。それもバックグラウンドレベルと言ってしまうかどうかというのは厳密な定義ではなかなか正しいかと言われると、ちょっと自信がないところではあるのですけれども、そういったところも周りの線量と考えた上でバックグラウンドレベルということで表現させていただいた次第でございます。

【井崎委員】 了解しました。バックグラウンドの基礎を普通の自然界のバックグラウンドと勘違いしてしまったので、ありがとうございます。

【鶴田座長】 御指摘ありがとうございます。通し番号44ページ時10ページの注釈のところで「バックグラウンドレベル」ということで注意書きを事務局に付記してもらったわけですが、これもどこを測るかとか、どの値を取るかというのは、専門家の意見を踏まえて総合的に判断ということにするしかないのだらうと思います。もちろん、そうこうしながら、バックグラウンドレベルを取ることになるのだらうと思いますけれども、これはほかのマニュアルとの整合性もあるのですが、通常時にある程度、ゼロ点を決めておりますので、それからの汚染状況を見た上で実際には決めていただくということで、書きにくいという

か、今、事務局の説明があったような内容になるかと思います。

ほかにこの点について御質問あるいはコメントございませんか。よろしいですか。

では、引き続き、事務局から3点目の説明をお願いいたします。

【消防庁(安達)】 事務局の安達でございます。3点目につきまして御説明いたします。資料2-1、通し番号の93ページから95ページ、資料2-2では、63ページでございます。第2章第12、3「除染を行う場合の判断基準」について。第2回検討会では、事務局案といたしまして、原子力災害対策指針の基準に合わせて、現状の13,000cpmから40,000cpmに変更して提示したのですが、これは原子力災害時の基準でありまして、通常時の基準について記載がないとの御指摘がございました。これを踏まえまして、電離放射線障害防止規則の持ち出し基準であります、1cm²あたり4Bqを準用しまして、β線検出時1,300cpmとして記載を追加いたしました。この4Bq/cm²から1,300cpmという計算につきましては、原子力災害対策指針において示されている測定器と同じものを用いることを前提にしつつ、原子力災害対策指針におきまして40,000cpmでは約120Bq/cm²、13,000cpmが約1cm²あたり40Bqであるということから算定した値でございます。

こちらに関する説明は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

【鶴田座長】 事務局から、除染の時どうするかということで御議論があったところでございます。持ち出し基準云々ということでもございましたけれども、事務局の方で基準、赤で書かせていただきましたような案を使って精査していただいております。ここにつきまして、皆様の御意見ををお願いいたします。

これは先ほど事務局から御説明がございましたとおり、原子力災害が実際に発生してしまつて、線量が高い状況と、通常のエリール則が適用される基準の範囲が2つあるということで、それを両方考慮した形で作成いただいた形になっております。よろしいですかね。これは皆様の御意見を基に事務局から原案を作っていたのですが、特に御意見なければ、続いて事務局から4点目の説明をお願いいたします。

【消防庁(安達)】 事務局の安達でございます。4点目につきまして御説明させていただきます。資料2-1、通し番号362ページから365ページ、資料2-2では、252ページから253ページでございます。資料2、7「原子力緊急事態関係資料」、(5)「医薬品等資機材の例」。こちらは第4章の更に後ろにあります資料編につきまして、でございます。資機材の掲載方法や整理の仕方としまして、第2回検討会において現場活動と関連性

が低いものは削除することとされましたので、資料のとおり、医薬品はヨウ化カリウム以外を削除しまして、消防職員が関係する薬剤に限定いたしました。さらに計測器、防護資機材について、目的別に整理いたしました。

説明は以上でございます。

【鶴田座長】 今、御説明ありました点でございます。これは前回、関係ないものが多いということで整理をお願いしたという結果を御報告いただきました。今の御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。

【井崎委員】 原子力機構の井崎です。言葉の表現の問題ですけれども、医薬品のところに「主に除染剤」という言葉を使っているのですが、ヨウ化カリウムって、この分野の方ですと、「除染剤」という言葉を使うのでしょうか。

【消防庁（安達）】 事務局の安達でございます。申し訳ありません。完全な反映漏れでございます。失礼いたしました。除染剤ではないと思います。ヨウ化カリウムという目的自体が、ヨウ化カリウムを摂取することによって甲状腺にヨウ化カリウムが蓄積されて、放射性ヨウ素が蓄積されるのを防ぐというものですので、除染を行うものではございません。大変申し訳ありません。括弧内は「主に除染剤」というところを削除しまして、「医薬品」という記載だけにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【井崎委員】 了解しました。ありがとうございます。

【鶴田座長】 どうもありがとうございました。

では、ほかのところ、先ほど事務局からありましたように、修正漏れ等もあるかと思いますが、見ていただきましてお気づきの点があれば伺いたいと思います。医薬品とか除染剤として、現場が混乱しないようにある程度情報を出した方がいいだろうということもありまして、整理した上で資料を作成いただいている状態でございます。よろしいですかね。

では、かなり駆け足で来てしまったのですが、現場の方々、消防本部の方、いかがでしょう。説明としてこのように作ったのですが、実際にこれを使っていたく現場の双葉消防さんなどはいかがでしょう。

【松本委員】 双葉消防本部でございます。

4点の変更点があるということで説明していただきましたが、私どもに関しましては、実際に現場で活動するためにこのような改正になったと思いますので、これを活用しまして現場での活動に充てていきたいと考えてございます。また、今後も引き続き同じではないと思いますので、ところどころ修正と言いますか、改正というものが必要になってくるのか

なと考えてございます。

双葉消防としましては、以上です。

【鶴田座長】 ありがとうございます。現場で使いやすいものを作るのが目的でございますので、今コメントいただきまして、ありがとうございました。

それでは、薩摩川内はいかがでしょう。

【濱田委員】 薩摩川内の濱田です。

今回の改訂にあたって、いろいろ整理されておりますので、実際、私どもが関わるものになってきているのかなと考えます。ただ、特に資機材等については、常に新しいものが出てきますので、そこはまた今後随時改訂していただければと考えております。

以上です。

【鶴田座長】 ありがとうございました。今、立地の方にお話しいただいたのですが、原子力災害で実際に活動していただくということで、東京消防庁の早坂さん、いかがでしょうか。

【早坂委員】 東京消防庁の早坂です。

今回、対象が小さなものから大きなものまでを網羅するマニュアルをこのような形で整理していただいて、事務局の皆様方の御尽力に大変敬意を表するものでございます。前回、私、いろいろと意見を申し上げましたが、このマニュアルがこれで活動を制約するものではないといった趣旨であるかもしれないですが、各消防本部ではこのマニュアルを基に活動するといった中で、これをよりどころとする上で、この記載の内容に齟齬があるといった部分については、マニュアルそのものの信頼性が欠けてしまう。そうするとマニュアルを誰も守らなくなる。実際に何かあったときに「消防機関としてどうなんだろう」ということを問われたときに、「マニュアルではこうなっていますが、消防は何でやらなかったのですか」といった形になってくるのが世の流れでありますので、今回、こういった対象が難しい中で広く読める形で整合を図っていただいたということに関しては大変感謝を申し上げます。

以上です。

【鶴田座長】 ありがとうございました。これまで原子力災害を直接対応いただいた東消（東京消防庁）さんにもお話しいただいたのですが、福島例を見ますと、立地を超えて放射性物質の影響が出てしまったということがございましたので、立地ではないのですが、そのような影響を受けるかもしれないということでの、全国消防長会はいかがでしょう。

【森田オブザーバー】 全国消防長会の森田でございます。

今回の改正点につきましては、各消防本部は使いやすいマニュアルになるように委員の皆様には十分御検討いただき、よりよい改正になったのではないかと考えております。今後とも引き続き各本部が運用するにあたって、このマニュアルを使用して活動しやすいような環境になっていくことを望んでおりますので、更に各本部の意見を反映した形でよりよい改訂がなされていくことを望んでいます。

以上となります。

【鶴田座長】 ありがとうございました。

それでは、消防と連携していろいろやっていただくことになるだろうと思いますけれども、電事連さんから、今回のマニュアルはいかがでしょうか。

【森委員】 電気事業連合会の森でございます。今回、最新のいろいろな動向等を踏まえまして、マニュアルを書いていただき大変感謝しております。今後、このマニュアルを各事業者と連携をするとともに、各事業者とそれぞれの所轄の消防本部など、このマニュアルをベースにして密にコミュニケーションを取りながら対応を進めさせていただければ幸いと考えてございます。

電事連からは以上です。

【鶴田座長】 ありがとうございました。原子力災害が起きた場合、あるいは放射性物質による汚染があった場合、事業者と消防の連携が非常に重要でございますので、消防側がどのような基本的な対応を取るかというのを事業者側に理解いただくという意味では電事連さんの方から、加盟されているところに情報提供をよろしく願いいたします。

それでは、放射線防護の専門の立場から、富永先生、今回の件につきましてもう一回、御意見がございましたら、お願いいたします。

【富永委員】 放医研の富永です。今回のマニュアルはまたいろいろと新しいものも盛り込んでいたり、より使いやすい方向に改訂いただいているかと思います。これをまた現場対応に落とし込むということで、いろいろ訓練とか研修といった中で、また改訂をしながらブラッシュアップしていきたいと思っています。実際、現場対応するときに、このマニュアルでは読めない部分とか、いろいろ出てくるとは思いますが、その辺はまたいろいろと情報を蓄積しながら、次のブラッシュアップにつなげていければと思っていますので、よろしくお願い致します。

【鶴田座長】 ありがとうございました。あと、これは原子力災害となりますと、消防庁だけではなくので、内閣府を中心に各省庁、事業所を取りまとめて対応いただくことになっ

ています。内閣府の原子力防災の方はいかがでしょうか。

【野島オブザーバー】 内閣府の野島でございます。いろいろ取りまとめていただいて、ありがとうございました。内閣府としても平成31年に研究事業において、オフサイトの防災活動の検討をさせていただいております。その結果を反映していただく形でまとめていただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げます。

以上でございます。

【鶴田座長】 どうもありがとうございました。一応皆様方からいろいろ御意見を頂きましたけれども、一定の評価を頂いたかと思えます。全体につきまして伺った中で、今回改訂のマニュアルということに評価を頂いたかと思えますが、その他全体、この会議の進行も含めて確認したい事項はございませんでしょうか。特によろしいですか。

【野島オブザーバー】 内閣府の野島でございます。終わりのところで申し訳ないですが、防護服とか、防塵マスク等について若干、文言が統一されていないところがありますので、これは事務局にお願いして統一させていただきたいと思っております。内容が大きく変わるところではありませんので、また御検討をお願いしたいと思っております。

【消防庁（安達）】 事務局の安達でございます。野島様、ありがとうございます。おっしゃるとおり、同じものを指しているにもかかわらず、違う言い方をしているのは恐らく混乱をきたすかと思いますので、事務局でも再度確認させていただくとともに、野島様のお気づきの点がございましたら、御指摘いただけますとともに、別途相談をさせていただければと思います。

以上でございます。

【鶴田座長】 そのほかに確認したい事項はございませんか。

【岡本委員】 原子力機構の岡本です。

少し確認させていただきたいのですが、こちらのマニュアルの今後の改訂のスケジュールを教えていただきたいと思います。例えば、この後修正をして、年度内に改訂されるのか、そういったスケジュール感を教えていただければと思います。

【鶴田座長】 では、事務局、お願いいたします。

【消防庁（安達）】 事務局の安達でございます。

目標は年度内でございます。年度内に改訂するのですが、最終的な公表は庁内の諸々手続き等がございますので、公表自体は年度を明けてしまうかもしれませんが、最終セットとしましては年度内で考えております。「これがセット版です」となりましたら、公表

とともに、あるいは公表前に委員の皆様にはお送りさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【鶴田座長】 どうもありがとうございました。このような資料を作って、もう一つは先ほどありましたように、教育とか、そのようなことがあると思うのですが、そのようなものに来年度から間に合わせられるということによろしいのですかね。消防庁、どうですか。

【消防庁（安達）】 鶴田座長の御理解のとおりかと思います。

【鶴田座長】 多分、来年度からは新しく改訂されたマニュアルでいろいろな訓練をやっていたかと思いますが、よろしくお願いいたします。

では、特にございませんか。特に皆さんからないのであれば、事務局に進行をお返しいたします。

【消防庁（國分）】 消防庁の國分でございます。本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。

最後になりますが、事務局から事務連絡がございます。本検討会の内容につきまして、御質問、御意見がございましたら、来週中を目安に事務局宛に電子メールなどで御連絡ください。なお、冒頭で申し上げたところ繰り返しとなり大変恐縮ですが、本検討会での御意見を踏まえ、改訂後のマニュアルを作成することとなりますが、体裁的な修正など内容確認については、座長に御一任いただければと考えております。大きな修正がある場合などにつきましては、書面会議などが必要でございますので、その際は引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、議事要旨を含め、これらの資料は委員の皆様にご確認いただいた上、消防庁ホームページで公開させていただく予定でございます。

事務局からの連絡は、以上となります。

【消防庁（山外）】 それでは、繰り返しでございますが、本日は最後の検討会ということになりましたので、ここでこの検討会の座長を務めていただきました鶴田座長に一言御挨拶を頂戴できればと思います。

鶴田座長、よろしくお願いいたします。

【鶴田座長】 どうも、座長の鶴田です。今回の検討会はコロナということでリモートで開催するということで直接お会いできないことが多かったということでございます。ただ、このような状況下ではありますが、皆様方の御協力を頂きまして、マニュアルもほぼ取りまとめができたと非常に安心しております。

平成２２年度に放射性物質事故対応教材検討会という、私も当時参加させていただきましたが、マニュアルの作成を行いました。作成したマニュアルの配付は、平成２３年の３月と、これはマニュアルの書面を見ていただければ、それに記載がございます。つまり、マニュアルができたときは、もう東日本大震災が発生しておりました。このように事前に作成したマニュアル、もちろん、これは原子力災害を想定はしていなかったのですが、これが各本部、各方面、各自治体にとって、先ほどもありましたように信頼できる１つの指針として一部使っていただけたというのは、非常に印象に残っております。このようなマニュアルが取り出されることがないように、我々は防火活動とか、保安活動をお願いしているわけですが、かつて想定外を想定して対応する必要があると力説されたことがあるとおり、過去に何回か想定外ということが起きております。今も実は起きつつあります。ということは、将来にも起こるだろうと考えざるを得ません。これは残念なことでございます。そのようなときに必要な情報を一部でもこのマニュアルを活用いただくことで得ることができればと思っております。このマニュアルが不確実な時代の小さな羅針盤として機能することを希望しております。皆様方の御協力で、事務局も含めて作業を取りまとめていただいて、本日、会合ができて御検討いただき感謝していますので、今後も御協力よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

【消防庁（山外）】 鶴田座長、ありがとうございました。

続きまして、こちら事務局の消防庁の特殊災害室長の三浦から、皆様に御挨拶させていただきます。

室長、よろしくお願いします。

【消防庁（三浦）】 消防庁特殊災害室長の三浦でございます。

本日は大変お忙しい中、本消防活動マニュアル検討会にお時間を割いて御参加いただきまして、感謝申し上げます。

また、重ね重ねになりますが、本日はこういった最後の会合にはなるのですけれども、作業がまだ間に合っておらず、文言の精査等残っているところがありまして、最終確定とまでは至らなかったことをお詫び申し上げます。今まさしく細かいところの精査等もありますし、また皆様方にも最終チェックを頂いて、御意見を頂ければと思いますので、それを踏まえまして最終的な案を確定いたしまして、公表に進めさせていただければと思っております。すみませんが、今しばらくお付き合いいただきますよう、お願い申し上げます。

今回の検討会は平成26年3月に作成したマニュアルのアップデートを図るということで、皆様の御協力により最新の状況を反映することができたものと考えております。御協力に感謝いたします。

まさしく今はその新しい規制基準に基づく施設の改修、再稼働ですとか、新たな考えに基づく原子力防災体制の具体化、また、その実効性の向上というものが、地域によってやや差はありますが、取組が進められている状況でございます。また、福島第一原発事故につきましても、10年以上の月日がたった状況でございますけれども、まだ汚染、周囲の警戒区域の対応も続いている状況でございますし、まだまだいろいろと動いている状況でございます。こういった中で、所在場所を管轄する消防本部においても事業所との協力体制の充実や、火災に備えた連携訓練の実施、また、地域における原子力防災計画の充実強化に伴う訓練の参加等、今それぞれ取り組んでいる状況でございますし、これに関してはまさしく御意見がございましたが、訓練、研修等が行われている状況でございます。そのほか、マニュアル改訂というものがそういった取組につきまして、市町村消防本部をはじめ全国の消防機関の役に立ちますようお願いしているところでございますし、今後とも消防庁として消防機関の活動支援に取り組んでまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましても、こういった取組を引き続き進めていきますので、引き続き今後ともお世話になることがあるかと思っております。本当に引き続き御指導、御協力いただければと思っております。皆様、本日はどうもありがとうございました。

【消防庁（山外）】 三浦室長、ありがとうございました。

皆様、本検討会の事務進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。事務局から改めて厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、本年度の検討会を閉会させていただきます。

委員の皆様、オブザーバーの皆様、御協力、誠にありがとうございました。